一般社団法人兵庫県水泳連盟　備品貸出規約

（目　的）

第１条　　本規約は、（一社）兵庫県水泳連盟（以下「本連盟」という）が所有する競技会用機器、装置、その他の物品（以下「備品」という）の貸出に関し、適正な管理および運用を図ることを目的とする。

（貸出対象備品）

第２条　　本連盟が貸し出す備品は、以下に掲げる競技会運営に必要な機器および物品とする。

1. 競技計時装置
2. スタート関連機器
3. 音響・通信機器
4. その他、本連盟が保有する備品

（貸出対象者）

第３条　　備品の貸出対象者は、原則として本連盟加盟協会とする。

（貸出申請）

第４条

1. 貸出を希望する加盟協会は、本連盟所定の申請書を提出するものとする。
2. 貸出期間、使用目的、使用場所その他必要事項を明記しなければならない。
3. 貸出の可否は本連盟が判断し、申請者に通知する。

（使用上の注意）

第５条

1. 備品は申請時に記載した目的の範囲内で、適切かつ丁寧に使用すること。
2. 第三者への再貸与は禁止する。
3. 使用中は、常に安全な管理を行うこと。

（損害負担）

第６条

1. 本連盟は備品に対し保険加入を行っていない。
2. 貸出期間中に備品が破損、故障、紛失した場合は、貸出先（加盟協会）が修理費または再調達費を全額負担するものとする。
3. 修理が不可能または修理費が購入費用を上回る場合、または本連盟が必要と判断した場合、新品購入費用を請求する場合がある。

（返　却）

第７条

1. 貸出期間終了後、速やかに備品を本連盟の指定場所へ返却すること。
2. 返却時には、本連盟が備品の状態を確認する。
3. 不備が認められた場合、第 6 条に基づき対応する。

（免　責）

第８条　　備品使用に関連して生じた事故・トラブル等について、本連盟は一切の責任を負わない。

（規約の改定）

第９条　　本規約は必要に応じて改定し、その内容は加盟協会へ通知するものとする。

附則　　1. 本規約は、２０２６年４月１日より施行する。